



警察広報 売市交番



8月号

八戸警察署：0178-43-4141

売市交番：0178-45-2661

自転車安全利用五則を守ろう！

「**自転車安全利用五則**」とは、自転車乗車時に重要な5つのルールをまとめたものです。自転車は大人も子供も乗れる便利な乗り物であるため、誰でも自転車事故の当事者になる可能性があります。ルールを守り、安全に利用しましょう。

①車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先

②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

③夜間はライトを点灯

④飲酒運転は禁止

⑤ヘルメットの着用



令和6年から11月1日から、道路交通法が改正され、自転車の「酒気帯び運転」のほか、酒類や同乗・自転車の提供、同乗行為についても罰則が整備されました。

〈酒気帯び運転の場合〉

○違反者および自転車の提供者は

3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

○酒類の提供者・同乗者は

2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金



子供に関する相談は少年サポートセンターへ

少年サポートセンターでは、悩みを抱えているお子さん自身、保護者の方などから、内容を問わず相談に応じています。抱えている問題や悩みが、エスカレートしない、繰り返さない、再被害に遭わないように継続的な支援を行っています。

○八戸少年サポートセンター

(八戸警察署内) 0178-22-7676

受付：月～金曜日 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く)



飲酒運転はやめよう！



飲酒運転は、重大な交通事故を引き起こす可能性が極めて高い危険な犯罪です。「**飲酒運転は絶対しない、させない**」ことを徹底しましょう！

①酒酔い運転



罰則

5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

無条件で免許取消し(35点、欠格期間3年)

②酒気帯び運転

3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

○呼気中アルコール濃度 0.25mg/l 以上の場合

免許取消し(25点、欠格期間2年)

○呼気中アルコール濃度

0.15mg/l 以上 0.25mg/l 未満の場合

免許停止(90日)(13点)



車両提供者

酒気を帯びていて飲酒運転をするおそれのある人に車両を提供することは、飲酒運転を助長する行為の中でも特に悪質な違法行為にあたり、飲酒運転をした運転者と「同罪」になります。



酒類提供者

飲酒運転をするおそれのある人に酒類を提供することは、飲酒運転を助長する違法行為となります。



※処罰対象は飲食店や酒類販売店などの営業者に限らず、個人も対象となります。

飲酒運転車両への同乗者

運転者が酒気を帯びていることを知りながら、自己を運送するように要求・依頼し、その運転者が飲酒運転する車両に同乗することは、飲酒運転を容認する悪質な違法行為となります。

